

公道を走らない農耕用トラクタなどもナンバー登録が必要です

農業、工場、工事現場などでのみ使用される農業用トラクタなど下記の表に該当する小型特殊車両もナンバー登録の手続きが必要です。ナンバー登録をしていない車両をお持ちの方は手続きをお願いします。

構造及び原動機	最高速度及び大きさ	年税額
乗用装置を有する農耕用トラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車など	最高速度35キロメートル未満のもの	2,400円
フォークリフト、ショベルローダーやタイヤローラー、林内用作業車、草刈り作業車など	長さ4.70メートル以下、幅1.70メートル以下、高さ2.80メートル以下に該当するもののうち、最高速度15キロメートル以下のもの	5,900円

- 新しく車両の買替えなどを行われた際は、新しいナンバープレートを交付しますので、古いナンバープレートと販売（または譲渡）証明書、本人確認書類（マイナンバーカードや免許証など）を持って税務住民課窓口にお越しください。
- 軽自動車などを所有した日から15日以内にナンバー登録の手続きをしなければなりません。正当な理由がなくナンバー登録の手続きをしなかった場合は、10万円以下の過料に処されることがあります。

☎ 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

令和5年4月1日施行

伐採造林届の添付書類が統一されます

- 森林の立木を伐採するときは**伐採造林届**の提出が必要です。
- **伐採造林届の添付書類**について、森林法施行規則に基づく、**統一的な運用に見直されます。**
- 書類の添付は義務となりますので、**該当する場合には、必ず添付をお願いします。**

添付書類	具体的な内容
森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面（縮尺は任意です）
届出者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
他法令の許認可関係書類 該当する場合のみ	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類（許認可後の場合は許可書の写しなど）
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
伐採の権原関係書類 届出者が土地所有者でない場合	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類
隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
<p>以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合 ② 境界杭などにより境界が明らかな場合 ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合 	
市町村長が必要と認める書類	伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など市町村が実情に応じて条例などに定める書類（各市町村にお問合せください）

普通自動車などを所有している皆さんへ

自動車税種別割の納付は5月31日(水)までに

4月1日現在で自動車を所有している人へ、自動車税種別割の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月31日までに、お近くの金融機関やコンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、玉名地域振興局、自動車税事務所で納付していただきますようお願いいたします。

令和5年度から、クレジットカード決済やスマートフォン決済アプリでの納付は、『地方税お支払サイト』を利用する必要があります。利用方法など詳しくは、納税通知書に同封のお知らせに記載している専用サイトをご覧ください。以下へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

熊本県北広域本部 収税課 ☎25-4115
熊本県自動車税事務所 ☎096-368-4020

軽自動車を保有している皆さんへ

軽自動車税(種別割)の納付は5月31日までに

4月1日現在で軽自動車を所有している人へ軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月初めに送付します。納期限までにお忘れなく納めてください。

障害者手帳をお持ちの人の軽自動車税の減免申請

令和5年4月1日までに身体障害者手帳の交付を受けている人で、下記の【減免の対象となる要件】を満たす場合には、申請により軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

【減免の対象となる要件】

- 身体障がい者等が所有者である軽自動車(身体障がい者等が18歳未満もしくは精神障がい者の場合、生計を一にする人が所有者である軽自動車を含む)で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 身体障がい者本人、または障がい者等と生計を一にする人が運転する軽自動車
 - (2) 身体障がい者等のみで構成される世帯の場合、身体障がい者等を常時介護する人が日常的に介護するために運転する軽自動車
- 構造が身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車

【必要書類】

- ① 軽自動車の減免申請書(納税義務者の個人番号の記入が必要)
- ② 身体障害者手帳(等級指定あり)・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 運転する者の自動車運転免許証(表裏コピー可)
- ④ 自動車検査証(コピー可)
- ⑤ 申請者の印鑑
- ⑥ 令和5年度軽自動車納税通知書(納付していないもの)

※申請書は、町ホームページもしくは役場税務住民課窓口にあります。
※必要書類に不備がある場合は受付できませんので、①から⑥すべてを準備のうえ申請してください。
※減免できる自動車は普通自動車を含め、ひとりにつき一台となります。

【申請期限】

- 令和5年5月24日(水)まで
※期限までに申請がない場合は減免を受けることはできません

【提出場所】

○ 南関町役場 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

